三　新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の九第一項第三号に掲げる場合　経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間

四　新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の九第一項第四号に掲げる場合　経過旧国際物流拠点産業集積計画期間

2　改正法附則第五十六条第三項の規定により旧特定経済金融活性化産業に属する事業を新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第五号の第三欄に掲げる事業とみなして同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の九第一項第五号の規定にかかわらず、経過旧経済金融活性化計画期間とする。

3　新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の九第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした改正法第十二条の規定による改正前の令和二年改正前租税特別措置法（以下「旧令和二年改正前租税特別措置法」という。）第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

4　経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間における新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の九第七項及び第八項の規定の適用については、同条第七項中「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和四年政令第　　号）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法施行令」と、「同条第九号」とあるのは「沖縄振興特別措置法施行令第四条第九号」とする。

（第二条の規定による改正に伴う地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第二十六条　新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の十一の三の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項に規定する特定建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第二条の規定による改正に伴う減価償却に関する経過措置）

第二十七条　改正法附則第五十九条第二項の規定により同項各号に掲げる区域をそれぞれ新令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号又は第二号の第二欄に掲げる区域とみなして同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十八条の九第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十八条の九第一項第一号に掲げる場合　経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間

二　新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十八条の九第一項第二号に掲げる場合　経過旧国際物流拠点産業集積計画期間

2　改正法附則第五十九条第三項の規定により旧特定経済金融活性化産業に属する事業を新令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる事業とみなして同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合における同項に規定する政令で定める期間は、新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十八条の九第一項第三号の規定にかかわらず、経過旧経済金融活性化計画期間とする。

3　新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十八条の九第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

4　経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間における新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十八条の九第四項及び第五項の規定の適用については、同条第四項中「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和四年政令第　　号）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法施行令」と、「同条第九号」とあるのは「沖縄振興特別措置法施行令第四条第九号」とする。

5　新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十条第五項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

6　新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十一条第三項及び第四項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（第二条の規定による改正に伴う探鉱準備金又は海外探鉱準備金に関する経過措置）

第二十八条　新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十四条第四項及び第五項の規定により同条第三項に規定する採掘所得金額から控除する金額のうち施行日前に開始した事業年度に係る部分の金額は、新令和二年改正前租税特別措置法第五十八条第一項に規定する鉱物に国外にある石炭、亜炭及びアスファルトを含むものとして令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十四条第四項から第七項までの規定により計算した金額とする。

2　前項の規定は、新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十四条第十二項において準用する同条第四項及び第五項の規定により同条第十二項において読み替えて準用する同条第四項に規定する海外採掘所得金額から控除する金額について準用する。この場合において、前項中「第三十四条第四項から」とあるのは、「第三十四条第十二項において準用する同条第四項から」と読み替えるものとする。

（第二条の規定による改正に伴う内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第二十九条　新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の十四の三第一項第一号の規定は、令和二年改正前租税特別措置法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課税対象金額について適用し、当該外国関係会社の施行日前に開始した事業年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分課税対象金額について適用し、なお従前の例による。

（第二条の規定による改正に伴う特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第三十条　新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の二十四の二第一項第二号の規定は、法人が施行日以後に取得する株式について適用し、法人が施行日前に取得した株式については、なお従前の例による。

（第二条の規定による改正に伴う連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十一条　改正法附則第六十四条第二項の規定により改正法附則第五十六条第二項各号に掲げる区域をそれぞれ新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第一号から第四号までの第二欄に掲げる区域とみなして新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合における同条第一項に規定する政令で定める期間は、新令和二年改正前租税特別措置法施行令第三十九条の四十三第一項（新令和二年改正前租税特別措置法施行令第二十七条の九第一項第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定にかかわらず、附則第二十五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。